

福祉機器（車いす・電動ベッド）延長申請書

年 月 日受付

延長		1回目(無料)	2回目(有料)	回目(有料)
借受人 (使用者)	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名		電話	
	住所			
会員区分	<input type="checkbox"/> 特別会員 <input type="checkbox"/> 普通会员 <input type="checkbox"/> 新規加入(特・普)			
借用する福祉機器	<input type="checkbox"/> 車いす(自走・介助)		<input type="checkbox"/> 電動ベッド	
使用料	<input type="checkbox"/> 3,600円/年(延長2回目以降)		<input type="checkbox"/> 8,400円/年(延長2回目以降)	
延長理由				
延長期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
上記のとおり福祉機器の借用の延長をしたいので申請します。				
年 月 日				
申請者 氏名 _____ (借受人との続柄)				
住所 <input type="checkbox"/> 上記と同じ <input type="checkbox"/> その他 _____				
電話 _____				
社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会長 様				

【福祉機器の返却】		返却日	年 月 日
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
使用料	前納の使用料①	使用期間の使用料②	返却・追加使用料①-②
	円	円	円
返却者	住所	氏名 (借受人との続柄)	

【社協使用欄】

会長	局長	課長	課長補佐/主幹	係長/主査	局	係

【借用条件】

1. 借受人は、借り受けた福祉機器を、譲渡、交換、転貸及び担保に供しないこと。
2. 借り受け期間中に福祉機器を損傷した場合、借受人において修理し、それに要した費用は借受人が負担すること。
3. 借り受け期間中の維持管理等は、借受人の責任において行うこと。
4. 社会福祉協議会から貸出を受けた福祉機器を使用中に事故が起きた場合、借受人が一切の責任を負うこと。

※使用料について

福祉用具貸出要綱に沿って再延長する場合は、更新時に12か月分の使用料を前納すること。

毎月基準日(月末日)に借り受けしている場合、使用料が発生する。ただし、基準日(月末日)に返却した場合は当月の使用料は発生しないものとする。

(様式第2号)

福祉機器借用書

(車いす ・ 電動ベッド ・ チャイルドシート ・ ベビーベッド)

を確かに借用しました。

なお、借用にあたっては、貴会の借用条件を遵守することを誓います。

社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会長 様

年 月 日

借受人氏名 : _____

住所 : _____